

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 21 年 3 月 31 日・東京都条例第 47 号

1 概要

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の改正に伴い、手数料の額を改定する必要がある。

(2) 改正内容

条例別表に規定する手数料の額を改める。

事 務	名 称	現 行	改 正 後
法第 41 条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料 (法第 49 条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査)	4,000 円	3,900 円
	狩猟免許申請手数料 (その他の者の狩猟免許の申請に係る審査)	5,300 円	5,200 円
法第 46 条第 2 項の規定に基づく狩猟免状の再交付	狩猟免状再交付手数料	1,100 円	1,000 円
法第 51 条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,900 円	2,800 円
法第 55 条第 1 項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査	狩猟者登録申請手数料	1,900 円	1,800 円
法第 61 条第 1 項の規定に基づく狩猟者登録の変更登録の申請に対する審査	狩猟者登録変更登録申請手数料	1,900 円	1,800 円

2 施行期日

平成 21 年 4 月 16 日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当

直通 03-5388-3505

内線 42-663